

兵庫県商工団体連合会
会長 土谷 洋男 様
三田民主商工会
会長 林 正之 様

三田市長 田村 克也



地域経済と中小商工業者の危機を打開するために
物価高対策など緊急の支援策を求める要請書について（回答）

秋冷の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和7年9月17日付（9月19日受付）で提出のありましたみだしの件につ
きまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 小規模企業振興条例を制定し、小規模事業者経営の持続的発展に資する施策の具体化にあたって「産業振興会議」を設置し、民商・県連の代表を審議員として選出してください（産業政策課回答）
三田市では、「ひとづくり」「ものづくり」「まちづくり」の3つの基本方針のもと「三田市産業創造戦略」を策定し、小規模事業者をはじめ市内事業者の成長及び発展に向けた施策を計画的に推進しているところです。
現在、産業創造戦略に基づき、各施策の取り組みを進めており、今後、条例制定の意義や必要性、条例の効果などを十分に考慮しつつ、適切に対応してまいります。
2. 電気・ガス代、資材の高騰に対し、負担を軽減する助成制度など直接支援策を実施してください（産業政策課回答）
三田市では、国や県の支援策を補完するものとして、これまでから、市独自の小規模事業者応援助成金制度を創設し、事業者に対する給付型支援を実施してまいりました。
今後も国や県の支援策の動向を注視し、国の臨時交付金を活用した事業者支援の取り組みを適時適切に進めてまいります。
3. 賃上げした事業者への直接支援制度や社会保険料の事業主負担を軽減するための支援制度を創設してください（産業政策課回答）
三田市としては、既存の中小企業・小規模事業者向けの融資制度や国の業務改善助成金等を引き続き推奨するとともに、所定の手続きにより賃上げ表明とともに生産性向上にむけた設備投資を実施する場合は、固定資産税等の減免などにより支援につなげてまいります。
また、社会保険制度は、国において、審議会等の各種諮問機関の意見を受け、財政

状況等も検討したうえで長期的な運営が可能となるよう制度設計されているものであるため、市としましては、引き続き、既存の小規模企業への支援策としての制度融資や補助金等、その他の支援策の活用を推進してまいります。

4. 小規模工事希望者登録制度を創設するなど、官公需の地元事業者への優先発注を図るとともに、適正単価を保障する公契約条例を制定してください。事業者の仕事おこしと地域住民の生活向上に寄与する住宅リフォームや、魅力ある地域づくりにつながる商店等の改修に対する助成を制度化してください。経営の持続化に寄与する設備補助金など独自の中小事業者支援策を実施してください（契約検査課、産業政策課回答）

三田市における工事発注は、原則として市内に本社本店を有する事業者を対象として行っております。業者の指名あるいは入札参加条件につきましては、建設工事入札参加者選定要綱に基づき予定価格と事業者の経審数値により判断し、できる限り幅広く受注機会を確保しております。小規模修繕工事につきましても同様の対応であり、市内業者で対応できるものはすべて市内業者に発注し、受注機会の確保に配慮しているところです。

十分な競争性と公平性が確保されていると考えているため、小規模工事希望者登録制度の創設は考えておりません。

三田市では中小企業・小規模事業者が地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、物品等の発注に当たっては市内の中小企業・小規模事業者を優先的に指名する等、受注機会の増大を図っているところです。

また、三田市の工事請負契約書では第1条にて法令遵守の条項を設け、労働基準法、最低賃金法等労働法規を含む法令を受注者が契約履行の際に遵守するよう規定しております。加えて、労務管理を含めた適正な価格にて発注できるよう請負工事・委託業務の一部においては、入札執行にあたり最低制限価格を設定しております。

令和5年1月には、請負工事においては国の最新算定モデルへ切り替え、最低制限価格の引き上げを行い、また、令和6年6月には、建設コンサルタント等工事を伴う委託業務においても国の最新算定モデルへ切り替え、最低制限価格の引き上げを行い、不当に安い価格での取引を阻止する、ダンピング対策の強化を図っております。

最低賃金の上乗せ等を行う賃金水準を定める方策につきましては、最低賃金法との関連を踏まえた全国的な判断で行うべきであると考えております。現時点では三田市独自の公契約条例の制定は考えておりませんが、雇用される労働者賃金等の労働条件や環境が適正に確保されることの重要性は十分に認識しているところであり、国・県・近隣自治体の動向や条例制定自治体の効果状況等、公契約条例等例規整備の在り方について引き続き注視してまいります。

三田市では「住宅リフォーム助成制度」として、旧耐震住宅の耐震化の促進を目的とした「三田市わが家の耐震改修促進事業」、空き家の有効活用及び地域活性化のための「三田市空き家リフォーム補助金」、福祉施策としての「三田市高齢者住宅改造費助成事業」「三田市重度障害者等住宅改造助成事業」、新婚世帯のための「三田市結婚新生活支援事業」を実施しております。

「住宅リフォーム助成制度」につきましては、それぞれの目的に応じて各事業を実施しており、また、市で現在実施している起業や創業に対しての、オールドニュータウン商業施設等空き区画活用助成やチャレンジショップ応援助成など、既存事業の検証なども含め、継続的に検討を行いながら適切な制度運用を図ってまいります。

5. 頻発する自然災害への対策として危険個所や老朽化したインフラの調査と解消、災害時の復旧・復興計画を立案する上で、地域を熟知する中小事業者の活用を位置づけてください。自治体独自として、災害時の生活補償、生業支援をおこなうこと。個人のプライバシー、ジェンダーを考慮した避難所整備を行うこと（危機管理課回答）

三田市では、皆様が安心して暮らせる「災害に強いまち」の実現に向けて、三田市強靱化計画を策定しております。現在、強靱化を図りライフラインを守るために、毎年進捗管理を行い、計画的に取り組みを進めております。そのような状況のなかで、インフラの補修・更新等につきましては、市内事業者の皆様のご協力を得ながら進められております。また、災害時の復旧・復興につきましては、災害時応援協定などに基づき、市内事業者の皆様にも活躍いただけるものと考えております。

災害時の生活補償・生業支援につきましては、国・県による様々な支援策が用意されております。市としましては、早期の被害認定や罹災証明等の発行を経て、見舞金等を支給し、市民生活の復旧・復興を支えてまいりたいと考えております。

個人のプライバシー、ジェンダーに配慮した避難所運営につきましては、地域防災計画に「要配慮者の支援や男女共同参画の実現など、一人ひとりの多様性に配慮した運営を行う」と明記しており、男女双方及び性的マイノリティのニーズや視点にも十分配慮し、相談のできる体制の構築等に努めております。また、パーティションなどを活用することで、最大限プライバシーやジェンダーに配慮した避難所環境を確保したいと考えております。

6. 地域特性を生かした再生可能エネルギーの推進を図り、地域資源を活用した6次産業化など地域経済循環を強化すること（産業政策課回答）

三田市では第5次総合計画において、地域特性を生かした再生可能エネルギーの推進につきまして、豊かな里山の資源を活用したバイオマスエネルギーや太陽光エネルギーの導入促進を推進しながら、農業部門においては、産官学連携等による三田産農畜産物の6次産業化等により商品開発や販路拡大等に取り組んでおります。取り組みの一つとして、三田産食材を積極的に取り扱う飲食店・小売店等の事業者を「さんだ地産地消認定応援店」として認定し、市ホームページに掲載し、地産地消の推進など地域経済の循環強化に取り組んでおります。

7. 中小業者の資金繰りを支援するため、借り換え・据え置きができる低金利・金利ゼロの融資制度をつくること。新規融資・条件変更に伴う信用保証料の支援を行うこと（産業政策課回答）

三田市では、中小企業や小規模事業者を対象とする「中小企業融資制度」を設けており、新規融資や借り換えの際の信用保証料の1/2を市が負担するなど、事業者への支援を行っております。

8. 年度途中の売上減少にも対応できる市（町）税の独自減免制度を創設すること。また、「納税緩和制度」（徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止）を活用し、商売とくらしの安定をはかること（税務課、収納対策課回答）

個人の市民税は、前年の所得に対して翌年課税されるものであるため、生活状況が変化することは当然考えられますが、税負担の公平性という観点から、様々な事情で納付が困難な方につきましては、減免というかたちではなく、徴収猶予や分割納付など納付方法をご相談いただき、納付をお願いしたいと考えております。固定資産税に

つきましても、同様に考えております。そのため、三田市において独自の減免制度を創設する予定は現時点ではございません。

「納税緩和制度」につきましては、法令等に基づき、適正に事務を進めてまいります。市税の納付でお困りでしたら早めに納付相談にお越しください。

9. 都道府県単位化による国民健康保険料・税水準の統一化に伴う引き上げはしないこと。保険料負担軽減のため自治体の基金を活用すること。減免申請を積極的に認め受療権を侵害しないこと。生存権を脅かす徴収はやめること。資格確認書はすべての加入者に送付すること（国保医療課回答）

将来に亘り安定的な事業運営を行うため、県、県下市町との協議のもと広域化を進めてまいります。今後、税負担の急激な増加を招くことのないよう財政調整基金を効果的に活用してまいります。税、一部負担金の減免等については、法令等に基づき適正な制度運用に努めてまいります。国方針に基づき、マイナンバーカードの保険証利用登録のない被保険者に対して資格確認書、マイナンバーカードの保険証利用登録のある被保険者に対して資格情報のお知らせを交付しております。今後の被保険者全員に対する資格確認書交付につきましては、現時点では考えておりませんが、今後の国、他自治体等の状況を踏まえ、慎重に検討してまいります。

10. 家族従事者の正当な働き分を認めない所得税法第56条の廃止に賛同してください（税務課回答）

所得税法56条の見直しにつきましては、令和5年6月27日の国会において「白色申告者による記帳や帳簿等の保存状況も踏まえて引き続き丁寧に検討する必要がある。」と答弁されており、国の動向を引き続き注視してまいります。

11. 核兵器禁止条約を批准するよう政府に求めてください（人権共生推進課回答）

三田市では平成元年3月28日に、核兵器廃絶に向けた恒久平和の実現を願う「非核平和都市宣言」を行い、核兵器の廃絶と軍縮を全世界に訴えるとともに、世界平和の実現に向けて不断の努力を続ける取り組みを進めております。

核兵器禁止条約につきましては、三田市が加入しております「平和首長会議」を通して、内閣総理大臣への要請文書を送り、核兵器禁止条約の締約国となることを求めています。

<問い合わせ>

総合政策部広報広聴課（TEL 079-559-5035）

※回答させていただいた内容に質問等がございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。